

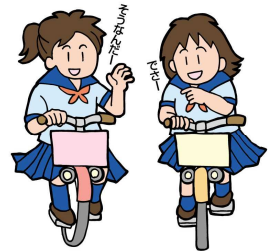
	令和5年	令和6年	増減
発生件数	372	265	△107
死者数	7	7	0
負傷者数	448	309	△139

自転車の安全な利用促進

～ 自転車利用時の交通ルールの遵守 ～

★ 自転車安全利用五則の遵守を

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



★ 自転車乗車用ヘルメットの着用を

令和5年4月から、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務が規定されました。

自転車を利用する全ての人は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

★ 損害賠償責任保険等への加入

令和4年4月1日から、秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務づけられました。

～北秋田警察署管内の事故発生状況～4月末現在～



		令和5年	令和6年	増減
人身事故	発生件数	3	8	5
	死者数	0	2	2
	負傷者数	4	7	3
物損事故	発生件数	223	200	△23